

●香川県監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和3年5月7日

香川県監査委員	木下典幸
同	大西均
同	五所野尾恭一
同	都築信行

- 1 監査対象部局 教育委員会
- 2 監査対象年度 令和2年度
- 3 監査の実施内容 香川県監査基準に関する規程（令和2年監査委員規程第1号。以下「規程」という。）及び香川県監査等の着眼点（令和2年3月25日監査委員会議決定）により、次の監査対象機関に対し、会計証拠書類等の照合を行うとともに、必要に応じて説明を求めることにより監査を実施した。

監査対象機関	監査年月日
屋島少年自然の家	令和3年1月13日
農業経営高等学校	令和3年1月14日
盲学校	令和3年1月15日
飯山高等学校	令和3年1月19日
志度高等学校	令和3年1月20日
高松北高等学校	〃
高松北中学校	〃
三本松高等学校	令和3年1月21日
高松商業高等学校	〃
高松桜井高等学校	令和3年1月22日
高松養護学校	〃
多度津高等学校	令和3年1月26日
西部教育事務所	〃
観音寺第一高等学校	令和3年2月2日
香川西部養護学校	〃
義務教育課	令和3年2月4日
特別支援教育課	〃
生涯学習・文化財課	〃
人権・同和教育課	〃
新県立体育館整備推進総室	〃
総務課	令和3年2月5日
高校教育課	〃
保健体育課	〃
健康福利課	〃
教育センター	令和3年3月25日

東部教育事務所	//
小豆島中央高等学校	//
津田高等学校	//
石田高等学校	//
三木高等学校	//
高松高等学校	//
高松工芸高等学校	//
高松東高等学校	//
高松南高等学校	//
高松西高等学校	//
香川中央高等学校	//
坂出商業高等学校	//
坂出高等学校	//
坂出工業高等学校	//
丸亀高等学校	//
丸亀城西高等学校	//
善通寺第一高等学校	//
琴平高等学校	//
高瀬高等学校	//
笠田高等学校	//
観音寺総合高等学校	//
豊学校	//
香川東部養護学校	//
香川中部養護学校	//
善通寺養護学校	//
香川丸亀養護学校	//
図書館	//
五色台少年自然センター	//
埋蔵文化財センター	//

4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、かつ、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

また、予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効果的な執行に留意するよう要望した。

なお、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項は、次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 手当について

前年度指導していたにもかかわらず、高速道路利用に係る通勤手当について、過大に支給しているものがあった。(観音寺総合高等学校)

イ 財産について

(ア) 物品の貸付契約書について、相手側の契約印がないものがあった。(高松北高等学校)

(イ) 貸付物品であるパソコンについて、不用品として廃棄決定の手続をしたが、返納させず、廃棄処分もしていないものがあった。また、その状態で物品貸付簿の返納確認印欄及び不用品決定併廃棄処分伺書の廃棄済確認印欄に押印していた。(保健体育課)

(ウ) 物品の貸付契約について、一部返納に係る変更契約を締結していなかった。また、貸付先から提出された管理状況報告書と契約書の貸付物品一覧の内容が一致していなかった。(五色台少年自然センター)

(エ) 工作物の改修について、公有財産簿の修正ができておらず、公有財産異動報告伺書を財産経営課長へ送付していないものがあった。また、修繕工事の検査を適切に行う必要があった。(石田高等学校)

ウ 契約について

A重油の単価契約について、変更契約をする場合は、積算の根拠を明らかにする必要がある。(三木高等学校、善通寺第一高等学校)

(3) 検討指示事項

該当事項なし